

第07号

2015年
7月16日



Safety Mail

● 滋賀県警察本部交通企画課 ●

県内の交通事故発生状況

《平成27年6月末現在の人身事故》

	件数	死者	傷者
本年	2,963	43	3,842
前年	3,146	33	4,045
増減	-183	10	-203

〈高齢者の事故〉

※高齢者…65歳以上をいう



	件数	死者	傷者
本年	749	20	501
前年	810	23	543
増減	-61	-3	-42

件数、傷者が減少する中、死者数は大きく増加しています。
速度超過や「自分さえよければ」という横着な運転は、重大事故（重傷事故や死亡事故）に発展するおそれがありますので、**基本をしっかり守る「丁寧」で「慎重」な「思いやり、ゆずりあい運転」**を心がけてください。

また、**若年（16歳～24歳）ドライバー、女性ドライバー**が関係する交通死亡事故が増加傾向にあります。周囲の方々に注意を促しましょう。

平成27年7月15日（水）～7月24日（金）

夏



の交通安全県民運動

運動の基本

高齢者と子どもの交通事故防止

運動の重点

- ① 高齢者に対する交通事故防止対策の推進
- ② 自転車の安全利用の推進
- ③ 全席シートベルトとチャイルドシート着用の徹底
- ④ **飲酒運転・過労運転の根絶**



飲酒運転は犯罪!!



全国で後を絶たない飲酒運転による事故…あなたはどうか考えますか



飲酒運転は犯罪であることをよく認識して、少しでもお酒を口にしたら運転は絶対にやめましょう。

深酒や夜遅くまで飲酒した時など、二日酔いのおそれがあるときも、運転してはいけません。

地域・職域などでは、朝礼、会合など、人が集まる機会を活かし、飲酒運転の危険性や交通事故の悲惨さについて話し合い、飲酒の機会があるときは積極的に「ハンドルキーパー運動」に参加しましょう。



飲酒運転を軽んじる人は、運転する資格なし!

<p>酒酔い 運転</p>	<p>5年以下の懲役又は 100万円以下の罰金</p>	<p>違反点 35点 即免許取消し 欠格期間3年 (処分前歴がない場合)</p>
<p>酒気帯び 運転</p> 	<p>3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金</p> 	<p>呼気1リットル中0.25mg以上 違反点 25点 即免許取消し 欠格期間2年 (処分前歴がない場合)</p> <p>呼気1リットル中0.15mg以上0.25mg未満 違反点 13点 免許停止90日 (処分前歴がない場合)</p> <p>※ 2点以上の累積点数があれば+13点で即取消し</p>

知らなかった...
では通用しません!
全て違反です!!

車両提供者



酒類提供者



飲酒運転車両への同乗者

